

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年12月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800028号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800033号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和28年2月26日から同年6月1日に訂正し、昭和28年2月から同年5月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和28年2月26日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和28年2月26日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和33年6月1日から同年5月25日に訂正し、昭和33年5月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和33年5月25日から同年6月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和33年5月25日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①昭和21年4月1日から昭和24年9月1日まで
②昭和28年2月26日から同年6月1日まで
③昭和33年5月25日から同年6月1日まで

請求期間①は、昭和21年4月1日からC事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和24年9月1日となっている。

請求期間②及び③は、いずれもC事業所のグループ会社に継続して勤務しており、請求期間②はA事業所からD事業所に、請求期間③はD事業所からB事業所に所属会社に変更された時期であるが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①から③について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者の勤務状況に関する具体的な陳述及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、D事業所(法人の設立日は昭和28年3月31日)の業務に従事していたことが認められる。

また、請求者は、請求期間②中である昭和 28 年 3 月 1 日付けで A 事業所から交付された昇給辞令を所持する一方、「D 事業所の事業は、遅くとも昭和 27 年には開始されており、私も事業の開始当初から D 事業所に所属し、同事業所の業務に従事していた。」と述べ、当時の状況について具体的かつ詳細に陳述しているところ、D 事業所は、オンライン記録及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に請求者が同保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、事業主は、D 事業所が適用事業所となる前の期間について、A 事業所において継続して厚生年金保険に加入させる取扱を行っていたものと推認できる。

さらに、複数の同僚は、当時、A 事業所及び D 事業所がいずれも C 事業所のグループ会社であり、これらのグループ会社に勤務する従業員の給与計算及び社会保険事務がまとめて行われていた旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る被保険者名簿における標準報酬月額の記録並びに厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 事業所は、同事業所に係る被保険者名簿によると、昭和 29 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、昭和 49 年 10 月 1 日に解散していることが確認できる上、請求期間②当時の代表取締役は死亡しているか又は生存及び所在が確認できないことから、昭和 28 年 2 月 26 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得ることはできず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主から請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、請求者の勤務状況に関する具体的な陳述、及び複数の同僚は、当時、D 事業所及び B 事業所は、いずれも C 事業所のグループ会社であり、これらのグループ会社に勤務する従業員の給与計算及び社会保険事務がまとめて行われていた旨陳述していることから判断すると、請求者は、請求期間③において D 事業所及び B 事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者が D 事業所から B 事業所に異動した日について、請求者は、「D 事業所に所属していた期間の最後の給与の記念に明細を残していたことを思い出した。」と述べ、昭和 33 年 6 月分給料支給明細の写しを提出している。同明細は B 事業所が作成していることが確認できるが、これまでの請求者の陳述内容は、具体的かつ詳細で周辺事情とも整合しており、信憑性があることを踏まえると、当該昭和 33 年 6 月分給料支給明細は、同年 5 月の勤務期間に係る明細であると考えるのが妥当であり、さらに、請求期間③に係る昭和 33 年 5 月分の厚生年金保険料を B 事業所が控除していたものと考えられることから、請求者は、昭和 33 年 5 月 25 日に D 事業所から B 事業所に異動したと認定することが妥当である。

また、請求期間③の標準報酬月額については、上述の昭和 33 年 6 月分給料支給明細の写し及び請求者の B 事業所に係る被保険者名簿における昭和 33 年 6 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 33 年 5 月 25 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険

被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主から請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、請求者から提出された請求期間①当時の日記の内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、請求者は、請求期間①中からC事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和63年1月22日に解散していることが確認できる上、オンライン記録及び同事業所に係る被保険者名簿によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①当時の事業主も死亡していることが確認できることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、C事業所の継承事業所であるB事業所の代表取締役は、「B事業所は既に廃業しており、当時の資料はない。私も当時のことは分からない。」と回答しており、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、C事業所において特に仲が良く、同じ業務に従事していたとする同僚二人の名前を挙げており、このうち一人について、請求者は、自身と同時期又は自身より少し前に入社していたと述べているが、C事業所に係る被保険者名簿によると、同人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、請求者と同日の昭和24年9月1日であることが確認できる。また、他の一人について、請求者は、自身より数か月後に入社しており、当初は同じ業務に従事し、その後経理業務に異動したと述べているところ、同人の被保険者資格取得日は昭和24年2月1日であることが確認できることを踏まえると、請求期間①当時、C事業所では、従業員の採用と同時に、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる上、当該同僚二人はいずれも死亡していることから、請求者の主張を裏付ける関連資料や陳述を得ることができない。

加えて、請求者は、上記二人のほか、請求期間①当時の同僚20人の名前を挙げており、当該20人のうち3人については、C事業所において厚生年金保険の被保険者記録がなく、個人を特定することができない上、他の17人についても、既に死亡していることが確認できるか、又は生存及び所在を確認することができないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料や陳述を得ることができない。

その上、C事業所に係る被保険者名簿により、請求期間①及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚（請求者が名前を挙げた同僚を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会し、唯一回答が得られた同僚は、請求期間①後に当該事業所に入社したと回答しており、請求者の主張を裏付ける回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800069号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800032号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年4月1日から昭和43年3月31日まで
請求期間は、a町のA事業所に勤務し、食品製造の仕事をしていたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者が挙げた「A事業所」という名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できないものの、請求期間の一部(昭和39年4月1日から同年10月1日まで)について、請求者の記憶と事業主及び事業所所在地が一致する「B事業所」が同保険の適用事業所となっていることが確認でき、また、請求期間後の昭和50年6月1日からは、同じく事業主及び事業所所在地が一致する「C事業所」(その後、D事業所となる。)が同保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は昭和39年10月1日に、C事業所は平成13年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、両事業所の事業主であった者も死亡していることが確認できることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、C事業所の事業を継承しているE事業所は、「請求期間当時の資料がないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については、不明である。」と回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚の名前を記憶していないことから、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる15人のうち、生存及び所在が確認できた3人(事業主の妻を含む。)に照会し、2人から回答が得られたものの、請求者の請求内容を裏付ける関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、B事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

なお、請求期間後に厚生年金保険の適用事業所となったC事業所に係る被保険者原票において、同事業所が適用事業所となった昭和50年中に同保険の被保険者資格を取得している8人のうち、生存及び所在が確認できた2人(請求期間に別事業所において厚生年金保険の被保険

者であった者及び請求期間に 15 歳未満であった者を除く。)に照会したものの、兩人のいずれからも協力が得られないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。